

【ポルトガル】外国人法改正の動向と憲法裁判所判決

海外立法情報課 山岡 規雄

* 2025 年 9 月 30 日、ポルトガル国会は、外国人の家族呼び寄せの権利の制限等を内容とする外国人法改正法案を、同年 8 月 8 日の憲法裁判所判決を踏まえた修正を加えた上で可決した。

1 外国人法改正案の可決と大統領による合憲性審査の要求

(1) 新政権による移民政策の見直し

2025 年 5 月のポルトガル国会の総選挙において、社会民主党（PDS）及び民衆党（CDS-PP）によって構成される与党・中道右派連合（民主同盟（AD））が議席数を増やし、PDS は、国会の第 1 会派の地位を維持した。一方、過去長期間にわたって AD と政権を競い合った中道左派政党の社会党が後退し、第 2 会派の地位を右派ポピュリストとされる新興政党「シェーガ」に譲った。AD を基盤とする第 2 次モンテネグロ（Luís Montenegro）政権は、過半数を制することができなかったため、少数与党政権として発足することとなった¹。第 2 次モンテネグロ政権は、重点政策の一つとして「規制された移民政策」を掲げ、2025 年 6 月 25 日、外国人の入国・在留・出国等について定める 2007 年 7 月 4 日の法律²（以下「外国人法」）等の改正案を国会に提出した。2025 年 7 月 16 日、改正案は、一部修正を経た上で、PDS 及び CDS-PP の与党会派並びに移民受入れの厳格化を主張するシェーガの賛成を得て可決された。

(2) 外国人法改正案の内容

改正案の目的は、2017 年から 2024 年の間に移民人口が 4 倍近くになるという結果をもたらした過去の寛容な移民政策を改め、不法移民対策の強化及び移民受入れの基準の見直しにより、移民に対する国内需要を満たしつつ、国内の受入能力をも考慮する制度に調整することにあるとされる³。そのため、主として次のような改正を行うものとした（以下括弧内は改正対象となった外国人法の条名）。①就労ビザの交付対象を「資格を必要とする労働」⁴に限定する（第 45 条、第 46 条、第 52 条、第 57-A 条）。②在留許可等に関するポルトガル語圏諸国共同体⁵市民に対する優遇措置を縮小する（第 52-A 条、第 75 条、第 87-A 条）。③国外から家族を呼び寄せる外国人の資格として、2 年間の合法的な在留という要件を新たに課す（第 98 条）。④従来の呼び寄せの条件に加え、申請者が家族の扶養に十分な住居及び収入を有することの証明を追加する（第 101 条第 1 項）。⑤申請者及びその家族に対し、ポルトガル語並びにポルトガルの憲

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 10 月 9 日である。

¹ ポルトガルでは、政権発足に当たり、政府が国会に提出する政府綱領（programa do Governo）が否決されない限り、政権を維持することができる（憲法第 192 条）。2025 年 6 月 14 日に提出された政府綱領に対し、共産党が政府綱領否決の動議を提出したが、同月 18 日、反対多数で当該動議が否決された。

² Lei nº 23/2007 de 4 de Julho, Aprova o regime jurídico de entrada, permanência, saída e afastamento de estrangeiros do território nacional <<https://diariodarepublica.pt/dr/legislacao-consolidada/lei/2007-67564445>>

³ Proposta de Lei nº 3/XVII/1ª, Exposição de Motivos, p.2. <<https://www.parlamento.pt/ActividadeParlamentar/Paginas/DetalheIniciativa.aspx?BID=315162>>

⁴ 「資格を必要とする労働（trabalho qualificado）」という用語の意味が曖昧であるとの批判があったが、この点は、後述の合憲性審査の対象とはならなかった。

⁵ 1996 年に、政治・経済・文化の面で協力し、国際社会における発言力を高めることを目的として設立された国家共同体。現在は、アンゴラ、ブラジル、カーボヴェルデ、ギニアビサウ、赤道ギニア、モザンビーク、ポルトガル、サントメ・プリンシペ及び東ティモールの 9 か国が加盟している。「ポルトガル語圏諸国共同体（CPLP）」2018. 8.16. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/page22_002207.html>

法上の原則及び価値観等の学習を義務付ける（同条第3項）。⑥統合・移民・難民庁（AIMA）等による家族呼び寄せの申請の審査の期限を従来の3か月（例外的に6か月まで延長可）から9か月（同様に18か月まで延長可）に延長する（第105条）、⑦期限内に当該審査に対する決定がなかった場合、申請が許可されたとみなすという規定を削除する（同条）。⑧在留に関するAIMAの決定等に対する裁判所への差止請求が認められる場合を、個人の権利の行使に対する重大で、直接的かつ不可逆的な侵害の場合に限定するという規定を追加する（第87-B条）⁶。

（3）大統領による合憲性審査の要求

レベロ・デ・ソウザ（Marcelo Rebelo de Sousa）大統領は、国会から送付された改正法案に違憲の疑いがあるとして、③～⑥、⑧の規定について憲法裁判所に対し合憲性の審査を求めた⁷。

2 憲法裁判所の判決

2025年8月8日、憲法裁判所は、③、⑤、⑥及び⑧の規定を違憲とする判決を下した⁸。理由は次のとおりである。③及び⑥：2年間の合法的な在留を家族呼び寄せの絶対的条件とし、審査期間と合わせて最大3年半の待機期間を課すことは、憲法第36条が全ての人に保障する、家族を形成し、及び婚姻する権利等を過度に制限するものである。⑤：家族を呼び寄せる権利を制限する条件の本質的な内容の規律を命令に委ねているという意味で、人の権利及び自由に関する立法を国会の権限とする憲法第165条第1項b号に反する⁹。⑧：行政客体に対し、法的に保護された権利等の効果的な裁判上の保護を保障する憲法第268条第4項等に反する。

3 違憲判決に対する国会の対応

この判決を受け、大統領は、改正法案を国会に返付した。2025年9月30日、国会は、与党会派提出の修正案に基づく新たな改正法案を与党会派及びシェーガ等の賛成により可決した。7月に可決された改正法案に対する主な修正は次のとおりである。③：家族呼び寄せの要件としての2年間の合法的な在留は原則的に維持されたが、一定の要件を満たす配偶者等の呼び寄せについては15か月に短縮される等の要件の緩和が行われた。⑤：家族の在留許可が下りた後に学習の義務を課すことが明記されたほか、学習事項の列举が限定的となった。⑧：AIMAの決定等に対する差止請求の要件から「不可逆的な（権利行使の侵害）」が削除された¹⁰。

2025年10月9日現在、大統領は、送付された改正法案に審署していないが、拒否権の行使又は憲法裁判所への再度の付託も行っていない。審署の期限は、同月28日である。

⁶ 「個人の権利（direitos pessoais）」とは、憲法第24条から第47条までに規定する自由権を中心にした権利であり、憲法第48条以降に規定する参政権や社会権は含まれない。行政庁の決定等に対する「差止（intimação）」請求の手続について規定する行政訴訟法典第109条は、差止請求の根拠となる権利侵害について、権利の種類や侵害の性質の点において特に限定を付していないため、外国人法第87-B条は、行政訴訟法典の特則を定めたことになる。

⁷ 大統領は、国会から送付された法律案を審署せず、①拒否権を行使して国会に対し再審議を求める権限（憲法第136条）又は②合憲性の審査を憲法裁判所に求める権限（憲法第278条第1項）を有する。

⁸ Acórdão n.º 785/2025 <<https://www.tribunalconstitucional.pt/tc/acordaos/20250785.html>>

⁹ 具体的には、（a）⑤の学習が家族呼び寄せの申請許可のための要件か、許可後に課される義務かが規定上明確でなく、（b）学習事項（ポルトガル語等）の列举の冒頭に「特に（designadamente）」という副詞を付して規定し、列举事項以外の追加の余地を残しながら、細則の規律を所管大臣が発する命令に委ねている点が問題とされた。なお、④については、権利・自由の制限の条件を明確に定めているとして、違憲と判断されなかった。

¹⁰ ⑧について、憲法裁判所は、特に「不可逆的な（権利行使の侵害）」を差止請求の要件とした点を違憲と判断した。なお、⑥について本質的な修正がなかったが、同裁判所の判決において、家族呼び寄せに関する2003年の欧州連合の指令（Council Directive 2003/86/EC）第8条が引用され、3年以下の待機期間であれば許容される可能性が示唆されていたため、与党会派は、③の要件緩和により⑥の修正の必要はなくなったと判断したものと考えられる。